

令和5年度

第1回総合教育会議

会議録

令和5年6月8日開催

会 議 録

開催日時	令和5年6月8日(木)	午後4時00分 開会 午後4時32分 閉会
場 所	旭川市役所 総合庁舎議会棟 2階 第2委員会室	
出席者	構 成 員	市長 今津 寛介, 教育委員会教育長 野崎 幸宏 教育委員 本田 哲嗣, 教育委員 山崎 與吉 教育委員 坂田 葉子
	事 務 局	総合政策部長 熊谷 好規 総合政策部次長 北嶋 一雅
	教育委員会事務局職員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 眞田 眞 学校教育部次長 末木 良典
	市長部局職員	いじめ防止対策推進部長 坂本 考生 いじめ防止対策推進課長 鎌田 博文
傍 聴 者	18人	
公開・非公開の別	公開	
会 議 次 第	1 旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について 2 その他	

内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
市長	<p style="text-align: center;">《 開 会 》</p> <p>定刻になりましたので、これより、令和5年度第1回旭川市総合教育会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の会議には、近藤委員から都合により欠席する旨の申出がございましたので、御報告いたします。</p> <p>はじめに、本日もお配りしている資料について確認いたします。</p> <p>まず、次第が1枚、配付資料は、A4縦7枚の資料1、A4縦1枚の資料2をお配りしております。不足等はないでしょうか。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、市長から一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、教育委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>前回2月10日の総合教育会議において、いじめの重大事態の再調査が開始されたことを報告しましたが、これまでに再調査委員会は6回開催されており、調査が進んでいる状況であります。</p> <p>また、今年度からは、いじめ防止対策推進部を新設し、市長部局が、学校や教育委員会といじめの発生から解消に至るまでの情報を共有して、未</p>

然防止，早期発見，重大化の防止に一体となって取り組む「旭川モデル」の取組を進めております。

この度，こども家庭庁が実施する「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」事業の採択を受けたところであり，今後は，こども家庭庁との連携の下，「旭川モデル」が全国の自治体において活用可能な仕組みとなるよう検証を行い，持続可能な取組として確立してまいりたいと考えております。

そのような中，これまでの総合教育会議で協議等を行ってきた「旭川市いじめ防止対策推進条例」について，6月16日に開会予定の定例市議会において審議いただくこととなりました。

本日は，教育委員会と担当部同士で協議してきた条例の最終案について確認するとともに，条例制定後の普及・啓発や，条例に基づく取組の推進に向けた意見交換を行いたいと考えておりますので，よろしくお願いたします。

総合政策部長 それでは，旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき，ここから先は市長に進行をお願いします。

市長 それでは，「旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について」，説明をお願いします。

学校教育部長 旭川市いじめ防止対策推進条例につきましては，2月10日に開催された前回の総合教育会議におきまして，パブリックコメントにかける骨子案等について説明させていただいたところであります。本日は，パブリックコメントの結果等を踏まえた条例案と，条例制定後の取組について，学校教育部の眞田次長から説明いたします。

眞田学校教育部長 条例案の概要について説明いたします。資料1「旭川市いじめ防止対策推進条例（案）」を御覧ください。

前文につきましては，重大事態として調査が行われた深刻で重大ないじめ事案について，教育委員会及び学校における当時の対応の反省や，本市のいじめ対策への決意とともに，児童生徒の生命と尊厳を守るために条例を制定するという趣旨について記載しております。

第1条の目的につきましては，本市におけるいじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め，市，市立学校等の責務や市民等の役割等を明らかにするとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項等を定めることにより，児童生徒の生命と尊厳を守ることができ，全ての児童生徒が安心して生活し，学ぶことができる社会の実現に資することを目的とすることを記載しております。

第2条の定義につきましては，第1号のいじめなど，用語の意義について記載しております。

第3条の基本理念につきましては，いじめ防止等のための対策に関し，第1項において，いじめが，いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下，全ての児童生徒が安心して生活し，及び学ぶことができるようにし，並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないことなど，3項目を記載しております。

第4条の市の責務につきましては，第1項において，基本理念にのっとり，いじめの防止等のために必要な対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有することなど，2項目を記載しております。

第5条の市立学校の責務につきましては，第1項において，いじめ防止対策推進法第22条に規定する組織を置くとともに，基本理念にのっとり，当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有することなど，3項目を記載しております。

第6条の保護者の責務につきましては，第1項において，保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう，当該児童生徒に対し，他の児童生徒

に対して思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとするなど、3項目を記載しております。

第7条の児童生徒の心構えにつきましては、第1項において、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとするなど、3項目を記載しております。

第8条の市民等の役割につきましては、第1項において、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にできるよう努めるものとするなど、2項目を記載しております。

第9条の市いじめ防止基本方針につきましては、第3項において、市は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行うものとするなど、6項目を記載しております。

第10条の学校いじめ防止基本方針につきましては、法において策定が義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、第2項において、毎年度、見直しを行うものとするなど、3項目を記載しております。

第11条の相談体制等の整備につきましては、第2項において、市は、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関及び団体と連携し、いじめに迅速かつ適切に対処ができるよう組織体制を強化するものとするなど、2項目を記載しております。

第12条のいじめを受けた児童生徒等の支援等につきましては、第1項において、市は、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行うものとするほか、必要に応じて、いじめの事案に係る情報を適切に提供するものとするなど、第2項において、いじめを行った児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとするなど、4項目を記載しております。

第13条の市長による勧告等につきましては、第1項において、市長は、市立学校に係るいじめ又はいじめと思われるものに関する相談又は通報を受けたときは、その事実を確認し、及び解決を図るために、必要に応じて調査、調整等を行うことができることや、第3項において、調査、調整等の結果、いじめの事実又はいじめの疑いがあり、かつ、市立学校又は教育委員会が法に基づく適切な措置を講じていないときその他特に必要と認めるときは、いじめを受けた児童生徒を救済するため、市立学校又は教育委員会に対し、学校教育法の規定に基づき、出席停止を命ずるなど、必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができることなど、5項目を記載しております。

第14条の重大事態への対処につきましては、第2項において、市長は、重大事態が発生した旨の報告を受けたときは、当該報告に係る市立学校が重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため、必要な支援を行うものとするなど、5項目を記載しております。

第15条の再調査の実施につきましては、第1項において、市長は、必要があると認めるときは、第14条の規定による調査又は審議の結果について、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会に諮問し、及び調査することができることなど、2項目を記載しております。

第16条の再発防止のための措置につきましては、市長及び教育委員会は、重大事態の調査若しくは審議又は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査若しくは審議に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとするを記載しております。

第17条の個人情報の取扱いにつきましては、市は、いじめの防止等に

関わる業務に従事するに当たって、個人情報保護に関する法律に基づき個人情報を取り扱い、及びその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを記載しております。

第18条の市立学校以外の学校への協力要請等につきましては、第1項において、市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等のための対策について協力を求めることができることなど、3項目を記載しております。

第19条の教職員に対する研修につきましては、教育委員会は、市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の機会を確保しなければならないことを記載しております。

第20条の広報及び啓発につきましては、市は、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、及び地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならないことなど、2項目を記載しております。

第21条の財政上の措置につきましては、市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするを記載しております。

第22条の委任につきましては、条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定めることを記載しております。

附則につきましては、条例を公布の日から施行することについて記載しております。以上が、条例案の内容でございます。

続いて、資料2「旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について（案）」を御覧ください。制定の背景や趣旨、条例の概要等について記載しております。本資料は、条例案とともに、6月16日に開会する第2回定例市議会に提出する予定でございます。

なお、本日説明した条例案につきましては、表現の調整等を行う場合があります。市議会に提出する議案とは若干異なる可能性があることを申し添えます。

最後に、条例制定後の取組について説明いたします。

本条例は、制定することが目的ではなく、条例に示されている内容が、学校、保護者、市民等に広く浸透し、地域社会全体でいじめの防止等のための対策に取り組む機運を醸成するなど、実効性のあるものとしていくことが重要であることから、条例に定める基本理念やいじめの防止等のための具体的な取組について、市長部局とも連携し、積極的な広報や啓発に取り組んでまいります。

具体的には、児童生徒に対しては、7月26日に開催する令和5年度生活・学習Actサミットにおける協議や、全ての小中学校における条例に関する学習の実施などを通して、本条例が児童生徒を守るためのものであることや、児童生徒の心構え等の内容についての理解を深める取組を進めてまいります。

また、条例の普及啓発のためのリーフレットを作成・配付するなどして、条例の趣旨や内容とともに、新たな相談窓口が設置されたことなど、条例に関する具体的な取組等についても、保護者や地域の皆様に周知し、御協力をいただけるよう取り組んでまいります。

さらに、市ホームページや広報誌等を活用し、市民の皆様に広く周知することにより、地域ぐるみでいじめから児童生徒を守る取組を推進してまいります。

教育委員会からの説明は以上でございます。

ただいま、旭川市いじめ防止対策推進条例案と、条例制定後の取組について、説明をいただきました。

委員の皆様から御発言など、ございますでしょうか。

市

長

坂田委員	<p>旭川市いじめ防止対策推進条例が市議会後に施行される見通しとなっておりますが、条例の理念や基本となる事項などが全教職員に共通理解され、徹底されるよう、周知を徹底していただきたいと思っております。また、条例の制定後は、条例の理念を踏まえて市の基本方針を速やかに改定し、具体的な対策を市全体で推進することが重要であると考えます。</p>
本田委員	<p>条例案の第13条第3項に、市立学校又は教育委員会が法に基づく適切な措置を講じていないときその他特に必要と認めるときは、いじめを受けた児童生徒を救済するため、市立学校又は教育委員会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう勧告を行うことができるとあり、第1号の支援、第2号の助言、第3号の措置とありますが、この中の措置について、発言させていただきます。</p> <p>学校や教育委員会が適切な措置を講じていないときに市長から勧告がなされることとなりますが、いじめを行った児童生徒に対しては、本人に対する懲戒という観点のみからではなく、健全な人格の発達に向けた指導を継続していくということが重要であり、特に、いじめを受けた児童生徒等が安心して生活し、及び学ぶことができるようにするための必要な措置であるということを十分に自覚しなければならないと考えております。いずれにしても、教育委員会としては、勧告されることにならないように、法に基づく丁寧な対応を徹底してまいらなければならないと考えております。</p> <p>過去に校内暴力等が社会的に大きな問題となり、その中で出席停止の措置を講ずることができるようになったという歴史がございます。その措置を講ずるにあたり、他の児童生徒の学ぶ権利の保障、そして、命に関わる状況など、このようなものが適切に判断されて初めて、出席停止を講ずることができるということを私は、学校教育の中で学びました。今回のいじめについても、十分に考慮しながら行っていくことが大切だと考えております。</p>
山崎委員	<p>いじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題への対応を行うことは、学校の責務であると思っておりますが、新たな取組が増えることにより、教職員の児童生徒に向き合う時間や気持ちのゆとりが失われては本末転倒となってしまいます。教育委員会は、学校の負担を軽減するよう働き方改革を推進しておりますので、市長には、積極的な後押しをしていただきたいと思っております。</p>
市長	<p>ただいま、坂田委員、本田委員、山崎委員から貴重な御意見をいただきましたので、その御意見をしっかりと受け止め、検討を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>それでは、私から、旭川市いじめ防止対策推進条例と、条例制定後の取組について、お話をさせていただきます。</p> <p>はじめに、本条例は、二度と悲しく痛ましい事案が起こることのないよう、いじめの防止等に係る本市の基本理念を定め、地域社会全体で子どもの生命と尊厳を守るための対策を推進する上での理念を定めるものであります。</p> <p>会議の冒頭にもお話ししたとおり、今年度から市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、いじめが疑われる初動段階から、学校・教育委員会と情報共有して、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決に取り組んでいただいているところですが、本条例に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、一体となった取組の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>また、条例制定後の取組についても説明をいただきました。条例の制定後は、基本理念を市民の皆様や関係機関と共有し、一層の御理解と御協力をいただくことによって、地域ぐるみでいじめの問題に取り組む「旭川モデル」が実効的なものとなり、児童生徒が安全・安心に生活し、学ぶことができるよう、周知・啓発の取組を確実に進めてまいります。</p>

教 育 長

教育長からも御発言をお願いします。

旭川市いじめ防止対策推進条例案についてであります。令和4年度に開催した懇話会における御意見や生活・学習Actサミットにおける協議等を踏まえて策定した骨子案を基に、2月18日から3月19日までに実施したパブリックコメントにおいて市民の皆様からいただいた27件の御意見や、5月25日に条例前文案に関し御遺族の代理人からいただいた御意見について、積極的に反映するよう検討し、作成を進めてまいりました。

教育委員会では、いじめの重大事態となった事案において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの認知や組織的な対応が十分に行われなかったと深く反省し、これまでの取組の見直しを行ってまいりました。

今年度の教育行政方針でも申し上げましたとおり、いじめ問題への対応が本市における最重要課題との認識の下、学校教育部内にいじめ対策担当を新設し、いじめ防止対策推進部と一体的にいじめ問題に対応する組織体制の構築や、法に基づく対応が徹底されるよう、教職員のいじめ対応に係る自覚と認識を深める研修の開催、いじめの疑いを含めた全ての事案の報告など、いじめの防止等のための対策の強化を進めてきたところでございます。二度と悲しく痛ましいことが起こらないようにという思いからの条例制定であります。本条例の制定を契機として、教育委員会と学校、いじめ防止対策推進部がこれらの対策のための理念の共有が深まり、一体となっていじめの問題への対応を推進してまいります。

また、条例の制定後につきましては、市長からも周知・啓発に取り組むというお話をいただいたところではありますが、教育委員会としてもいじめの防止等のための対策の基本理念を市民の皆様幅広く理解いただき、地域社会全体で児童生徒をいじめから守り育てられるよう、条例に関する学習の実施やリーフレットの配付に加え、市のホームページ等を活用した広報活動など、条例の目的や内容の周知・啓発にしっかりと取り組んでまいります。

なお、条例制定に関わりお寄せいただいた御意見で、具体的な内容ということで条例に反映できなかったものにつきましては、令和5年度内に改定を予定している旭川市いじめ防止基本方針に反映できるものはしていくよう、検討してまいりたいと考えております。

市 長

議題の最後、「その他」となりますが、全体を通して御意見等はありますか。

各 市 委 員 長

ありません。

それでは、大変恐縮ではございますが、私から御報告をさせていただきます。三つございます。一つ目が、御遺族弁護団からの意見書について、二つ目が、本条例の特徴について、三つ目が、こども家庭庁との取組について、以上の三つについて、御報告させていただきます。

本条例案につきましては、これまでの関係部局による協議に加え、先日、御遺族弁護団からいただいた意見書の内容も踏まえて、検討してまいりました。具体的には五つの要望をいただいたところでございます。一つ目が、ヒューマンエラーの問題、二つ目が、単なるいじめ事案ではないということ、三つ目が、被害者に寄り添うという理念、四つ目が、被害者・遺族の知りたい、知る権利に応える理念、そして、最後の五つ目が、法に基づく対策の徹底ということでございます。

まず、一つ目のヒューマンエラーの問題ではありますが、旭川市いじめ防止対策推進条例案の前文に、「本市では、教育委員会及び学校においていじめ防止対策推進法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、二度とこのようなことが起こらないよう、これまでの取組を見直すとともに、教育委員会及び学校がいじめの問題への対応を最重要課題の一つと認識し、同法に基づく対応が徹底されるよう、市が問題の解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等のた

めの対策を抜本的に改めることとしました」とあるように、組織の中に含むものと考えております。

二つ目の単なるいじめ事案ではないということではありますが、同じく前文に、「中学1年生の時に深刻で重大ないじめを受けていた」と記載をしております。

三つ目の被害者に寄り添うという理念ではありますが、第12条第1項に、「市は、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行うもの」としております。

四つ目の被害者・遺族の情報開示、知りたいという思いに応える理念ではありますが、同じく第12条第1項に、「いじめの事案に係る情報を適切に提供するものとする」としております。

五つ目の法に基づく対策の徹底でございますが、教育委員会、学校といったしましては、いじめ防止対策推進法やガイドラインの運用面も含めた理解が十分であったとは言えず、このことについて、厳粛に受け止め、この度の条例制定に至っているところであり、条例の運用が適切に行われるよう、法に基づく対応を行っていくことについて、御遺族弁護団の理解を得ているところでございます。

加えて、本条例の特徴といたしましては、第12条第2項でございますが、市が、いじめを行った児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとすることや、併せて、第13条第3項第3号でございますが、学校や教育委員会が法に基づく適切な措置を講じていないなど、必要と認めるときは、いじめを受けた児童生徒を救済するため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、市長による勧告を行うことができることなど、本市におけるいじめの防止等の基本となる事項について規定しようとするものであります。なお、今後の運用に関しましては、本田委員の御指摘も踏まえ、しっかりと運用してまいりたいと思っております。

本条例を制定することにより、いじめ防止対策推進法に基づく対応を徹底するとともに、こども家庭庁との連携による事業において、こども家庭庁が別に委託する研究機関から、本市の取組への専門的助言や、効果検証に関わる支援、担当職員向けの研修コンテンツの作成に係る支援など、専門的な知見をいただきながら、「旭川モデル」によるいじめ防止対策を確立してまいりますことを最後に申し上げ、その他の報告とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回旭川市総合教育会議を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

《 閉 会 》